

第7章 計画の進捗管理



7-1 目標値

(1) 都市機能誘導に関する指標

評価指標

誘導施設の数

【考え方】

現在、都市機能誘導区域内にある誘導施設は、40 施設となっていますが、今ある施設を存続させていくという考え方のもとで維持していくことを目指します。

基準値 (2021 年)
40 施設



目標値 (2026 年)
40 施設



目標値 (2031 年)
40 施設

評価指標

誘導施設の休廃止の届出件数

【考え方】

現在、都市機能誘導区域内にある誘導施設は、40 施設となっていますが、今ある施設を存続させていくという考え方のもとで維持していくことを目指します。(再掲)

基準値 (2022 年)
0 件 / 5 年



目標値 (2026 年)
0 件 / 5 年



目標値 (2031 年)
0 件 / 5 年

評価指標

空き家を住居以外の新たな用途として活用した件数 (都市機能誘導区域)

【考え方】

都市計画マスタープランの基本目標で掲げる「企業誘致や観光振興など賑わいのあるまちづくり」を推進していくため、指標として設定します。

【算出根拠】

「洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業」及び「洲本市コワーキングスペース開設支援事業」により住居以外に活用した件数

基準値 (2021 年)
1 件 / 年



目標値 (2026 年)
5 件 / 5 年



目標値 (2031 年)
5 件 / 5 年

(2) 居住誘導に関する指標

評価指標

人口密度（居住誘導区域）

【考え方】

国立社会保障・人口問題研究所（平成 30（2018）年推計）によると、令和 2（2020）年の居住誘導区域内の人口は 9,092 人で人口密度は 36.7 人 /ha、令和 7（2025）年の人口は 8,163 人で人口密度は 34.5 人 /ha、令和 12（2030）年の人口は 7,476 人で人口密度は 31.6 人 /ha にまで減少すると予想されていますが、今後、本計画に基づく誘導施策等の推進により、減少幅を抑制することで推計値より上回るよう目指します。

【算出根拠】

国立社会保障・人口問題研究所（平成 30（2018）年推計）の推計値を基準に目標値は推計値を超える値を設定



評価指標

空き家件数（居住誘導区域）

【考え方】

空き家は高齢化に伴い、今後も増加も増加することが考えられます。空き家の増加による人口密度の低下がまちの効率の低下や賑わい感の喪失をもたらすことに加え、災害・犯罪リスクの増大や町並み景観への悪影響など地域イメージの低下をもたらすため、除却だけでなく子育て世代への貸与などの活用していくことも含め空き家を減少し、ゆとりある生活の実現を目指します。

【算出根拠】

洲本市空家等対策計画による実績値を基準に 1 年につき 5 件の空き家を解消



(3) 公共交通に関する指標

評価指標

路線バス、コミュニティバスの年間利用者数（全市）

【考え方】

本市の人口減少に伴って、公共交通の利用者も減少していくことが想定されますが、コンパクトプラスネットワークの考え方を推進するため、今後、本計画に基づく誘導施策等の推進により、減少幅を抑制することを目指します。

【算出根拠】

洲本市における路線バス乗車輸送人員による実績値を基準に令和6（2024）年は洲本市地域公共交通基本計画（後期）で掲げる『計画目標3「公共交通利用者数の確保」』を目標値とし、令和13（2031）年は洲本市地域公共交通基本計画（後期）で掲げる『計画目標3「公共交通利用者数の確保」』の算出根拠である路線バス、コミュニティバスの年間利用者数の年間平均減少率（0.8%）が継続したときの値を設定



(4) 防災まちづくりに関する指標

評価指標

地区防災計画の策定（居住誘導区域）

【考え方】

災害対策基本法改正において、地区居住者等により、地区に起きる災害と、そのための準備と災害時の行動を定める「地区防災計画」制度が創設されました。

また、都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画の中で防災指針を定めることとなりました。

本計画の中でも防災指針の取組内容として地区防災計画の策定を位置付けています。

本市では、2020年時点で、0地区ですが、5年後には1地区、10年後には2地区の策定完了を目指します。



(5) その他都市のにぎわい創出に関する指標

評価指標

宿泊客数（全市）

【考え方】

まちの活性化やにぎわいの創出、市内の地域経済の活性化などの活力向上に繋げるという考え方の基で洲本市らしいまちづくりを目指します。

【算出根拠】

令和2（2020）年度兵庫県観光客動態調査の速報値では、新型コロナウイルスの影響で淡路全体で日帰り客数が前年比約 -36%、宿泊客数が前年比約 -40%となっていることより、新型コロナウイルス以前の実績を目指すこととし、直近5年間の平均値を設定。

基準値（2015年－2019年の平均値）

657千 人



目標値（2026年）

657千 人



目標値（2031年）

657千 人

評価指標

日帰り客数（全市）

【考え方】

まちの活性化やにぎわいの創出、市内の地域経済の活性化などの活力向上に繋げるという考え方の基で洲本市らしいまちづくりを目指します。（再掲）

【算出根拠】

令和2（2020）年度兵庫県観光客動態調査の速報値では、新型コロナウイルスの影響で淡路全体で日帰り客数が前年比約 -36%、宿泊客数が前年比約 -40%となっていることより、新型コロナウイルス以前の実績を目指すこととし、直近5年間の平均値を設定。（再掲）

基準値（2015年－2019年の平均値）

553千 人



目標値（2026年）

553千 人



目標値（2031年）

553千 人

7② 進捗管理と見直しについて

(1) PDCAサイクルによる進行管理

本計画の策定後においては、おおむね5年毎に計画に記載された種々施策の実施や評価指標の状況について、関連する計画や施策等と連携しながら調査・分析していきます。

また、これらの結果に加え、社会情勢の変化や上位計画、その他関連する計画等との整合を図りながら、必要に応じて、適宜、計画を見直すなど、Plan（計画）Do（実施）Check（評価）Action（改善）サイクルを実施し、計画の目標を着実に実現していきます。



■PDCAサイクル

(2) 社会情勢の変化に応じた計画の見直し

本計画は、10年後の令和13（2031）年を見据えた計画となります。立地適正化計画は、時間軸をもって段階的に都市機能誘導・居住誘導を図ることが求められるため、PDCAサイクルに基づいた計画の見直し以外にも、本市を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて柔軟な見直しを行うものとします。

また、本計画では、災害リスク情報の周知等により低災害リスク地域への自主的な立地・誘導を基本として区域を設定していますが、今後の見直しにおいては、人口減少・高齢化の進展状況を踏まえつつ、地域の実状を考慮しながら、居住誘導区域の見直しについても検討を行っていきます。

7 3 届出制度の運用

居住誘導区域外、都市機能誘導区域外となる区域では、一定規模以上の住宅の建築行為または開発行為、そして誘導施設を有する建築物の建築行為または開発行為を行おうとする場合は市への届出が義務付けられることとなります。

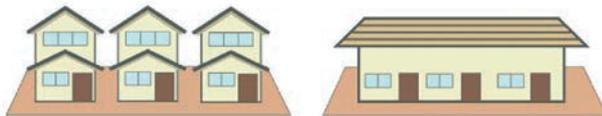
区域外での建築または開発が、誘導区域内での立地誘導を図る上で支障があると認められる場合、市は、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行います。

【居住誘導区域外で届出が必要となる開発行為・建築行為】

(都市再生特別措置法第 88 条第 1 項)

- 開発行為
 - ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
 - ・ 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000㎡以上のもの
- 建築行為
 - ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
 - ・ 建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

【3戸以上の住宅開発・建築行為】



【1,000㎡以上の開発行為】



【都市機能誘導区域外で届出が必要となる建築行為・開発行為】

(都市再生特別措置法第 108 条第 1 項)

- 開発行為
 - ・ 誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合
- 建築行為
 - ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
 - ・ 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合
 - ・ 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

【都市機能誘導区域内で届出が必要となる行為】

(都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項)

- ・ 都市機能誘導区域内の誘導施設を休止、または廃止しようとする場合

用語集 (五十音順)

あ行	
あくせす アクセス	対象とする場所に近づくこと、またはそこに至る交通の便。
いんせんていぶ インセンティブ	目標を達成するために、企業や人等に対して行動を促すための動機付け（支援）を行うこと。
インターチェンジ インターチェンジ (IC)	複数の道路を連結路で接続する立体交差部分の施設で、主に一般道と高速道路とを繋ぐ出入り口を指す。
いんふら インフラ	インフラストラクチャーの略で、道路・鉄道・港湾・ダム・上下水道・通信施設など、公共の福祉のための基盤となる施設のこと。
おーぶんすぺーす オープンスペース	公園や児童遊園等の住民の憩いの場として、また災害時には避難場所等として機能する空間のこと。これらの機能を持つ農地や民間大規模施設の開放空間等を含む、建築物などによって覆われていない土地の総称。
おにおんろーど オニオンロード	兵庫県が整備を進める、洲本市郊外と南あわじ市の農業地帯を結ぶ広域農道のこと。

か行	
かいはつきよか 開発許可	市街化区域において、建築物等の建築等を目的とした造成工事に対し、一定の技術基準を確保するための許可制度のこと。また、市街化調整区域においては、造成工事の技術的基準を確保する目的のほか、市街化を抑制するための立地基準を設定した許可制度のこと。
かいはつこうい 開発行為	主として、(1) 建築物の建築、(2) 第1種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、(3) 第2種特定工作物（ゴルフコース、1 ha 以上の墓園等）の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。
かおくとうかいとうはんらんそうてい いくいき 家屋倒壊等氾濫想定区域	家屋の倒壊・流失をもたらすような、堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。
かんこく 勧告	ある事柄を申し出て、その申出に沿う相手方の処置を勧め、又は促す行為。
かんせんどうろ 幹線道路	都市の骨格をなす道路で、広域交流を支え都市域内を連絡する主要な道路。
きゅうけいしやちほうかいきけんく いき 急傾斜地崩壊危険区域	崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為を制限する必要がある土地の区域。
きょうどう 協働	市民、事業者、NPO 等の各種団体、行政などが各々の目的の実現にあたり、共通する取組や事業について、対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。
きょじゅうゆうどうくいき 居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域のこと。
げんさい 減災	災害時において発生し得る被害を最小限化するための取組み。 「防災」が被害を出さないことを目指す総合的な取組みであるのに対して、「減災」はあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの。
けんちくこうい 建築行為	建築基準法に規定する建築物を新築、増築、改築、又は移転すること。
けんぺいりつ 建蔽率	敷地面積（建物を建てる土地の面積）に対する建築面積（建物を真上から見たときの面積）の割合。

か行	
こうえんりょくち 公園緑地	公園、広場、墓園など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化的な都市生活を確保するための土地。
こうきょうげすいどう 公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために市町村が管轄する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
こうきょうしせつ 公共施設	本市が設置・管理する学校や市営住宅などの建築物の総称。
こうきょうしせつとう 公共施設等	公共施設とインフラ施設の総称。
こうきょうしせつとうそうごうかん りけいかく 公共施設等総合管理計画	厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画。
こうきょうとうし 公共投資	地方公共団体等が公共事業によりインフラ施設等を整備すること。
こうきょうせんようちいき 工業専用地域	都市計画における用途地域のなかで、工業の業務の利便の増進を図る地域。住居の建設はできないため、原則として、この地域に住むことはできない。
こうさくほうさち 耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地。
こうずい 洪水	河川の堤防から水があふれ、または堤防が決壊して家屋や田畑が浸水すること。
こうずいしんすいそうていくいき 洪水浸水想定区域	降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。
こうつうけっせつ（きのう・てん） 交通結節（機能・点）	鉄道駅やバスターミナルなどが有する、複数の交通機関間の乗り換え・乗り継ぎに関する機能及び場所のこと。 代表的な施設として、乗降施設や駐輪場、タクシープール、乗り換え案内表示、乗り換え待ちスペースなどがある。
こうつうじゃくしゃ 交通弱者	子供や高齢者等運転免許を保有していなかったり自家用車を保有しておらず、自動車中心社会において移動を制約される人。
こうつうねつとわーく 交通ネットワーク	鉄道・路線バスや、道路など、人や物の輸送手段の組み合わせにより形成されるネットワークのこと。
こうりゅうじんこう 交流人口	地域に訪れる（交流する）人数のこと。地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャー、アミューズメントなどがある。
こうれいか 高齢化	全人口に高齢者（65歳以上）の占める割合を「高齢化率」というが、この割合が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えている社会を「超高齢社会」と国連で規定している。
こみゆにてい コミュニティ	住民どうしの協力や結びつきによる地域の活動や、そのまとまり。
こみゆにていばす コミュニティバス	市などの自治体が、住民の移動手段を確保するために運行する路線バス。 公共交通空白地域において公共交通サービスを提供するものの他、市街地内の主要施設や観光拠点等を循環する路線などがある。
こんぱくとしてい コンパクトシティ	都市部の有効利用や中心部での機能の集約化により、徒歩による移動性を重視した都市形態またはその都市施策。
こんぱくとぶらすねつとわーく コンパクトプラスネットワーク	都市全体の構造を見渡しながらか、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより、コンパクトなまちづくりの実現を図ること。

さ行	
さいがい 災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、濁水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然現象や大規模な火事、爆発、放射性物資の大量放出、船舶の沈没等の事故を原因として生ずる被害。このうち、暴風、豪雨等の異常な自然現象により生じる被害を「自然災害」という。
さいがいきけんくいき 災害危険区域	津波、高潮、出水等による危険の著しい区域。
しがいがちょうせいくいき 市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域として都市計画で定めた区域。
しがいち 市街地	家屋、商業施設や商店・商店街が密集した土地、区域をいう。都市計画関係では、都市計画法でいう既成市街地の意味で用いることがあるので注意を要する。
じぎょうけいぞくけいかく(びーしーぴー) 事業継続計画 (BCP)	企業や自治体などが自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための手段や手順などを取り決めておく計画のこと。
じしゅぼうさいそしき 自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、地域住民が自主的に結成する防災組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。
しぜんかんきょう 自然環境	日光、大気、水、土、生物等によって構成され微妙な系として国土に存在する植生、野生動物、地形地質等を総称したもの。
しぜんてきとちりよう 自然的土地利用	農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜等の土地利用を加えたもの。都市的土地利用以外の土地利用を総称したもの。
していかんりしゃ 指定管理者	自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度のこと。
じゅうたくすとつく 住宅ストック	既存のものあるいは新規に供給されることで蓄積される住宅全体をいう。
じゅうたくち 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」において、評価地積である住宅用地及び非課税地積のうち都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地とされている土地をいう。
じゅんかんがたしやかい 循環型社会	廃棄物の発生を抑制し、再利用・リサイクルを行い、廃棄量を少なくし資源として循環することで、環境負荷をできる限り低減する社会。
しょうしか 少子化	子どもの出生率・出生数が激減している現象をいう。
じんこう 人口	当該地域に存在する人の数で、単に人口といった場合、常住人口(夜間人口)を指す。例えば国勢調査の場合、調査実施時に当該地域の住居に3か月以上にわたって居住しているか、又は3か月以上住むことになっている人口をいう。通勤・通学等によって一時的に他地域に存在することになる人々も住居の存在する地域の常住人口とされる。
じんこうかぱーりつ 人口カバー率	ある特定の区域に居住する人口の総人口に占める比率。
じんこうしゅうちゅうちく(でいーあいー) 人口集中地区 (DID)	国勢調査の結果に基づき、その調査区を基礎単位として用い、市町村の境域内で人口密度の高い調査区(原則として人口密度が1km ² 当たり約4,000人以上)が隣接し連担した区域全体の人口が5,000人以上となる区域。
しんすいくわん 親水空間	地域住民が河川、海岸、水路等の水に親しむことができる場を立体的・空間的に呼称したもの。
しんすいそうていくいき 浸水想定区域	河川の氾濫や局所的な豪雨などによって雨水の排除ができないことによる出水、高潮や津波による氾濫が起きた場合に、浸水が想定される区域。
しんりん 森林	一般的には、集団となって生育している木竹及びその土地(林地)である。
すいめん・かせん・すいろ 水面・河川・水路	一般的には、陸域において通年水面のみられる部分である。

さ行	
すとつく ストック	蓄え、資産のこと。社会資本整備の分野では、道路や港湾、上下水道、公園などの社会資本が整備された量や、施設そのものを示す場合もある。
すまーといんたーちえんじ スマートインターチェンジ (SIC)	高速道路の既存施設から一般道に出入りできるよう設置された、ETC専用の簡易型インターチェンジのこと。簡易型ETCゲートによる無人料金所として運用されるため、従来の料金所よりも低コストで導入と管理が可能である。
せいかつりべんしせつ 生活利便施設	スーパー、コンビニエンスストア、金融機関、医療・福祉施設など、生活に必要な様々な施設のこと。
せたい 世帯	住居と生計を共にするか異なるかという観点からみた人間集団の単位をいう。一般世帯と施設等の世帯に区分される。

た行	
ちいきほうかつけあしすてむ 地域包括ケアシステム	要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。
ちくけいかく 地区計画	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付けてまちづくりを進めていく手法。
ちくぼうさいけいかく 地区防災計画	災害対策基本法に基づき、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が共同して行う自発的な防災活動に関する計画。
ぢすべりぼうしき 地すべり防止区域	地すべり等防止法で定められている区域であり、地すべりの発生による被害を防止又は軽減するため、地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限がなされている区域。
ちほうそうせい 地方創生	各地域・地方が、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会をかたちづくり、魅力あふれる地方のあり方を築くこと。
ちやうじゆみやうか 長寿命化	将来にわたって必要な施設・インフラの機能を発揮し続けるための取り組み。
つなみさいがいけいかい 津波災害警戒区域	(警戒区域) 津波が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、津波による人的災害を防止するため警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。
つなみさいがいとくべつけいかい 津波災害特別警戒区域	(特別警戒区域) 津波災害警戒区域のうち津波が発生した場合に、建築物が損壊し、又は浸水し住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為及び建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域。
ていみりやうち 低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。
でんえんきよじゆうちいき 田園居住地域	住居系用途地域の一類型。 住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発/建築規制を通じてその実現を図る。
とくていようとうどうちく 特定用途誘導地区	立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域のうち、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域、容積率の最高限度、必要に応じて、容積率の最低限度、建築面積の最低限度及び高さの最高限度を定める地区。
とし 都市	人々が密集して生活、生産活動を展開している地域。
としきのう 都市機能	スーパー、コンビニエンスストアといった生活利便施設をはじめ、居住、商業、工業、教育・文化、レクリエーション、行政、交通など、都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割及びそのための施設。

た行	
としかのうぞうしんせつ 都市機能増進施設	医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。
としかのうゆうどうくいき 都市機能誘導区域	医療・福祉・商業棟の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図るべき区域。
としかばん 都市基盤	道路や公園、上下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。
としけいかく 都市計画	健康で文化的な生活をおくることを目的として都市を計画し、建設すること。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法第2章の規定に従い定められたもの。
としけいかくうんようしん 都市計画運用指針	今後、都市政策を進めていく上で都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示し、これを各地方公共団体が必要な時期に必要な内容の都市計画を実際に決め得る、活用してもらいたいとの考えによりとりまとめたもの。
としけいかくくいき 都市計画区域	都市計画法に基づき、都市計画（区域区分、都市施設、市街地開発事業など）を定める範囲のことで、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のこと。
としけいかくけつてい 都市計画決定	用途地域や都市施設などの都市計画に関する事項について、都市計画法に基づき、正式に決定すること。
としけいかくこうえん 都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法第11条に定める都市施設（道路、公園・緑地、下水道、河川など）として都市計画決定された公園のこと。
としけいかくどうろ 都市計画道路	都市計画区域内において、都市計画法第11条に定める都市施設（道路、公園・緑地、下水道、河川など）として都市計画決定された道路のこと。
としけいかくほう 都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。
としけいかくますたーぷらん 都市計画マスタープラン	正式には、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）という。市町村が、都市計画区域内の各市町村の区域を対象として、都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設（道路や公園など）の配置方針など、より地域に密着した都市計画に関する事項を明らかにした都市計画の基本的な方針。
としこうえん 都市公園	都市公園法第2条に基づく公園または緑地のことで、国、自治体が設置する。身近なものから広域的なものまで、様々な規模、種類のものがある。
としこうぞう 都市構造	都市全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表したもの。
としさいせいとくべつそちほう 都市再生特別措置法	少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めた法律。
とししせつ 都市施設	道路、公園、下水道など、都市における諸活動や生活を支えるために必要な施設。
どしやさいがいけいかいくいき 土砂災害警戒区域	(警戒区域) 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するため警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。
どしやさいがいとくべつけいかいくいき 土砂災害特別警戒区域	(特別警戒区域) 土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域。
とちくかくせいりじぎょう 土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内で、土地の区画形質を変更したり、道路や公園などの公共施設の新設や変更を行う事業のこと。

な行	
なんかいとらふきよだいじしん 南海トラフ巨大地震	日本列島の太平洋沖、南海トラフおよびその周辺の地域における近くの境界を震源とする大規模な地震をいう。
にじてきじゅうたく 二次的住宅	(別荘) 週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅。 (その他) ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅。
ねっとわーく ネットワーク	網目状の構成のこと。まちづくりの分野では、道路などが単独ではなく、相互に有機的に結合していること。
のうぎょうこうえん 農業公園	農業振興を図る交流拠点として、生産・普及・展示機能、農業体験機能、レジャー・レクリエーション機能等を有し、農業への理解の増進や人材の確保育成を図るための公園をいう。なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。
のうち 農地	広義には農業に用いる土地全般を指す
のうちてんよう 農地転用	農地を住宅や店舗等の農地以外の用地にすること。
のうようち 農用地	耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地のこと。
のうようち 農用地区域	農振法に基づき県が指定する農業振興地域において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地整備計画で用途を定めて設定する区域。

は行	
はざーどまっぷ ハザードマップ	自然災害を予測し、その発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報を地図上に示したものの。
ばするけーしょんしすてむ バスロケーションシステム	無線通信やGPSなどを利用してバスの位置情報を収集することにより、バスの定時運行の調整等に役立てるシステム。
ばりあふりー バリアフリー	高齢者や障害者の日常生活に妨げとなる障害（バリア）を取り除くことをいう。段差の解消など、物理的障害の除去ばかりでなく、社会的・制度的・心理的障壁の除去も含めていう。
ぴーでいーしーえーさいくる PDCA サイクル	①方針・計画を立て（PLAN）、②それを実行し（DO）、③その実施状況を評価し（CHECK）、④見直し改善する（ACTION）ことを繰り返すサイクルのこと。
ふううちく 風致地区	風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区のこと。 「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画で、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定める。
ふじょひ 扶助費	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。生活保護費・児童手当など。
ふつうけんせつじぎょうひ 普通建設事業費	道路・橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費のこと。
(していー) ぶろもーしょん (シティー) プロモーション	消費者に製品やサービスを認識させ、購買へと誘導するための活動のこと。 「シティプロモーション」は、一般的には「地域の魅力を内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済を活性化させる活動」。
ぼうさいきょてん 防災拠点	災害時に災害対策活動の拠点になる施設や場所のこと。国レベルの施設である広域防災基地から自主防災組織のための防災センター等まで、対象とする範囲により様々な形態がある。

ま行	
みりようち 未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない土地のこと。
めっしゅ メッシュ	網の目といった意味を持ち、100 mメッシュであれば 100 m× 100 mの四角のこと。
めんせいび 面整備	道路や下水道施設等の基盤施設の整備を「線整備」というのに対して、それに加えて、建築物等の建設や公園等の整備を目的に土地を整地し、一体でまちを整備することを指す。
もびりてい モビリティ	乗り物、移動手段のこと。
もびりてい・まねじめんと モビリティ・マネジメント	一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

や行	
ゆうきゆうち 遊休地	どのような用途でも使われておらず、有効利用されていない土地。
ゆうどうしせつ 誘導施設	医療・福祉、商業などの都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき都市機能増進施設のこと。
ゆにばーさるでざいん ユニバーサルデザイン	年齢、障害、国籍などに関わらず、すべての人々が使用できるような商品、建物、環境のデザインのこと。 障害、高齢といった特別視をやめ、デザイン上の区分けをなくしていこうとするもの。
ようせきりつ 容積率	敷地面積に対する建物の延床面積の割合のことで、敷地に対してどのくらいの広さの建物が建てられるかという割合を示すもの。
ようちいき 用途地域	都市計画区域内の一定の区域について、住居・商業・工業系の 13 種類の地域に分け、その用途に応じて建築物を規制することにより、生活環境の保護、商工業の利便性を高めるなど、土地の適正な利用を図ることを目的とした制度をいう。
ようはいりよしゃ 要配慮者	災害対策基本法の規定により「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている（災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号）。 「その他の特に配慮を要する者」とは、妊産婦、傷病者、難病患者等が想定される。日本語を十分理解できない外国人も情報受伝達に配慮が必要な場合が多い。

ら行	
らいふすてーじ ライフステージ	人の一生を幼少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階のこと。
りすく リスク	ある行動や事象に関する危険性のことをいう。
りっちゆうどうそくしんしせつきよ うてい（こもんずきょうてい） 立地誘導促進施設協定 （コモンズ協定）	都市再生特別措置法第 109 条の 2 の規定に基づく、都市機能や居宅を誘導すべき区域立地適正化計画における居住誘導区域及び都市機能誘導区域）において、空き家や空き地を活用しての交流広場、コミュニティ施設、防犯灯などの地域コミュニティを個人や地権者、まちづくり団体等が協同で整備・管理することを定める協定制度のこと。 コモンズとは、身のまわりの公共施設・公共空間という意味である。
りよくち 緑地	樹林地、草地、水辺地等が単独で、又は一体となって、良好な自然環境を形成しているものをいう。

洲本市

立地適正化計画

洲本市 都市整備部 都市計画課 都市計画係

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

TEL : 0799-24-7611

e-mail : toshikei@city.sumoto.lg.jp

